

大阪はびきの医療センター 地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、大阪はびきの医療センター（以下「当センター」という）の地域診療情報連携システムに係る運用及び管理並びに地域の医療機関（以下「地域医療機関」という）の利用に関し必要な事項を定め、システムの適正な運用及び管理を図り、併せて情報の漏えい、滅失またはき損等の事故を防止し、患者の個人情報保護に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 地域診療情報連携システム（以下「連携システム」という）は、地域医療機関が患者同意のもと当該患者の診療情報の閲覧を可能とする仕組みとこれを構成する機器類を対象とし、以下の規定を適用する。

2 当センターがこの要綱に基づき閲覧を可能とする診療情報の範囲は、当センターが診療を目的として患者の身体状況又は病状について作成又は取得したもののうち、別表「開示情報項目一覧」に記載する診療情報とする。

なお、診療情報の閲覧開始時期は、令和2年4月からとする。

第2章 管理

（システム管理者等）

第3条 当センターに連携システム管理者（以下「システム管理者」という）を置き、院長をもってこれに充てる。

2 連携システムを円滑に運用するため、連携システムに関する運用について、担当する責任者（以下「運用責任者」という）を置くことができる。

3 運用責任者は、院長が指名する。

4 連携システムの管理や利用に関し必要な事項は、当センター地域連携推進委員会の議を経て決定する。

（システム管理者の責務）

第4条 システム管理者は、以下の責務を負う。

- （1） 連携システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するにあたり、システムの機能を確認し、これらの機能が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）」の最新版に示される各項目に適合するよう留意すること
- （2） 連携システムの機能が支障なく運用される環境を整備すること
- （3） 機器やソフトウェアに変更があった場合においても電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること
- （4） 連携システムを利用する地域医療機関の医師・歯科医師（以下「利用者」という）の登録を管理し、そのアクセス権限を設定し、不正な利用を防止すること
- （5） 連携システムの適正な利用につなげるため、マニュアルを整備すること
- （6） 悪意のある不正なアクセスを監視し、セキュリティ対策を講じること
- （7） 患者及び利用者からの問合せ、苦情等を受け付ける窓口を設けること

（機器の設置・管理）

第5条 システム管理者は、連携システムの記憶媒体等を含むサーバ等の機器を、入室を制限した管理区域に設置する。

2 システム管理者は、定期的に設備及び機器の点検を行う。

（ソフトウェアの管理）

第6条 システム管理者は、連携システムの使用の前にソフトウェアの審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認する。

- 2 システム管理者は、連携システムについて定期的に点検し、システムの安定稼働に努める。
- 3 システム管理者は、連携システムについて定期的にウィルスチェックを行い、感染の防止に努める。

（ネットワークの管理）

第7条 システム管理者は、定期的に利用履歴やネットワーク負荷等を検査し、通信環境の効率的な運用を維持するとともに、不正に利用された形跡がないかを確認する。

- 2 システム管理者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追究し対策を実施する。
- 3 システム管理者は、利用者のパソコンについてウィルスを駆除できる対策を講

じているものに限り接続を許可する。

（利用者の識別及び認証）

第8条 システム管理者は、利用者を識別し認証するため、利用者にIDとパスワードを発行する。

2 パスワードの最低文字数、有効期間並びに認証の有効回数、有効回数を超過した場合の対処は、別にこれを定める。

（事故対策）

第9条 システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を別にこれを定める。

（障害管理）

第10条 システム障害が発生した場合の対応については、別にこれを定める。

（業務委託）

第11条 システム管理者は、連携システムにかかる運用保守業務等を委託する場合には、個人情報保護、守秘義務の観点から業務が適正かつ安全に行われていることを確認しなければならない。

第3章 利用

（地域医療機関の利用申込及び利用解除）

第12条 地域医療機関の代表者は、連携システムの利用に際し、システム管理者に「利用申込書」（様式第1号）を提出しなければならない。

2 地域医療機関の代表者は、連携システムの利用を止める場合、システム管理者に「利用解除届」（様式第2号）を提出しなければならない。

（利用者）

第13条 連携システムは、当センターに登録医として登録済みの者であって、第12条の利用申込を承認された医師・歯科医師が利用できる。

（診療情報閲覧の手続き）

第14条 地域医療機関の代表者は、利用する医師・歯科医師ごとに「利用者ID登録申請書」（様式第3号）及び「誓約書」（様式第4号）をシステム管理者に

提出しなければならない。

- 2 地域医療機関の代表者は、利用者の利用を停止する場合は、「利用者ID抹消申請書」（様式第5号）をシステム管理者に提出しなければならない。
- 3 地域医療機関の代表者は、連携システムの利用に際し、システム管理者に「利用機器報告」（様式第6号）を提出しなければならない。
- 3 地域医療機関の代表者は、連携システムを利用し、患者の診療情報を以後継続して閲覧しようとする場合は、当該患者に「説明書」（別紙1）を交付し説明したうえで、当該患者から「同意書」（様式第7号）を取得した後、システム管理者に提出しなければならない。

また、地域医療機関の代表者は、患者から診療情報の閲覧同意を撤回する申し出があった場合は、当該患者から「同意撤回届」（様式第8号）を取得した後、システム管理者に提出しなければならない。

（地域医療機関の責務）

第15条 連携システムを利用する医療機関の代表者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- （1）医療機関におけるパソコン等の機器及びソフトウェア等の保守管理並びに必要なウィルス対策
- （2）連携システムを利用するパソコン等のOS・バージョン、利用ブラウザ、ウィルス対策ソフトウェア等のシステム管理者への報告
- （3）地域医療機関の連携システム利用者への教育、指導及び監督
- （4）利用者からシステムの異常や不正なアクセスの報告を受けた場合は、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと

（利用者の責務）

第16条 利用者は、以下の責務を負う。

- （1）連携システムを通じて入手した情報について、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的以外での利用をしてはならない
- （2）閲覧した画面の情報を印刷したり、ファイルに保存しないこと
- （3）利用者IDやパスワードを自ら管理し、これを第三者に利用させないこと
- （4）閲覧終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと
- （5）利用するパソコン等にファイル交換ソフト等不正なソフトウェアをインストールしないこと
- （6）システムの異常や不正なアクセスを発見した場合は、速やかに医療機関の代表者に連絡し、その指示に従うこと

（守秘義務）

第17条 利用者は、当該地域医療機関に在職中のみならず、退職後においても業務上知り得た個人情報に関する守秘義務を負う。

第4章 運用

（患者の同意、同意撤回）

第18条 システム管理者は、利用者が診療情報を閲覧しようとする場合は、患者本人またはその正当な代理人が、連携システム及びこの要綱について説明を受け、連携システムを用いて当該診療機関の利用者が診療情報を閲覧することに対する同意をしたことを確認の上で、許可しなければならない。

2 システム管理者は、患者から前項の同意を撤回する書面が提出された場合、当該患者の診療情報の閲覧を停止する措置を講じなければならない。ただし、当該患者の生命、身体を脅かす急迫の危難を回避するため閲覧を必要とする場合は、この限りでない。

（利用時間等）

第19条 連携システムは、常時利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、システム管理者は、連携システムの保守等のため必要な場合は、事前に利用者に通知した上で運用を停止することができる。

第5章 不適正利用等に対する措置

（利用者ID等の一時停止又は取り消し）

第20条 システム管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した時は、当該利用者に通知した上で利用者IDを取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき
- （2）法令、条例及びガイドライン等の規定に違反したとき
- （3）連携システムのネットワークに多大な負荷をかける行為など、システムの安定稼働を妨げる行為を行ったとき
- （4）連携システムに係る取り扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき

（損害賠償）

第21条 利用者が第17条及び第18条、第20条の規定に違反して、システムに障害を発生させ、又はシステムが保持する情報を漏えいさせるなど、システム管理者に損害を負わせた場合は、その損害をシステム管理者に賠償しなければならない。

第6章 雑則

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、当センター地域連携推進委員会の議を経て院長がこれを定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 「開示情報項目一覧」

システム名	分類	情報
電子カルテ	患者基本	患者基本情報
		入退院日
		アレルギー情報
		身長/体重/血液型
		病名情報
		その他患者基本オーダ情報
	オーダ	処方
		注射
		画像生理
		食事
	検査結果	検体検査
		細菌検査
	看護システム	看護プロフィール/看護要約
		検温票
		助産記録/新生児記録
	文書・ドキュメント	退院サマリ
		診療情報提供書（当院）
		その他文書 約 750 種 ※ 種類については調整中
PACS	放射線画像	放射線画像
放射線所見システム	検査所見	放射線画像所見
		内視鏡検査所見
放射線治療システム	放射線治療	照射録
		放射線治療レポート
生理検査システム	生理検査	生理検査結果
		生理検査所見
病理システム	病理所見	病理組織所見
		病理細胞診所見
		病理解剖所見
医用画像システム	医用画像	医用画像